

一款項をあさゝるべからず唯た其總額と定期間各年度に分割支出すべき額とを一時に豫定するのみ去れば割付けたる毎年の定額を議會に之を改むる能はず政府に之を超ゆべからず而して其繰越使用に關しては會計法第七章第二十二條に左の規程あり

數年ヲ期シテ竣功スヘキ工事製造及其ノ他ノ事業ニシテ繼續費トシテ總額ヲ定メ

タルモノハ毎年度ノ仕拂殘額ヲ竣功年度マテ遞次繰越使用スルコトヲ得

凡そ數年ヲ涉りて成功すヘキ事業を興す等特別の必要ある時は政府は豫め年限を定め其年間繼續支出すべきものとして初期の議會に向ひ其全額ヲ付き同意承諾を求むるを得

第六十九條 避クベカラザル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外

ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クベシ

本條の豫算の不足を補充する財源を規定したるものあり

豫算の本質たる款項を分ち明細を期するものあれば實際の施用に於て過剰を生ずるといふ少くして不足の生じ易きものたるのみならず變化百出端倪すべからざる人事を一々豫想して其款項を立てんかゞ到底鬼の笑草たるべしされいとして計算を立つるの初めより根據なきの想像を以て曖昧たる幾許の裕餘を各項目に存すべきにあらざれば其不足を補ひ豫想外の事變に應ずる費額なかるべからず是れ豫備費を設くるの必要ある所以あり

然れども豫備費として歳入の消長税源の涸溢を問はず想像を以て漫々定むべきものに非ず豫備費の政府が事務を行ひ事業を擧ぐるに超過すべからざる第二の區域あれば第一の區域たる一般の豫算と同じく議會の協賛を求め年々之を議定せざるべからず本條に「設ク」といふ決して國庫中に分置するの謂に非ず豫算總表の一部として之を設くべき次第あるべし本條の文中「豫算ノ不足」又ハ「豫算ノ外」といふが如き語あるを以て之の豫算の定式外に置き議會の協賛を待たずして之を定むるものありと思ふ

憲法の精神を誤解せるものゝて第六十四條及び第七十條の意義を推考するときは、本條に豫算とあるの款項を分けて明細に立てたる部分を指すものなることを了すべし。本條に豫備費を設くる目的として掲げ從て豫備費使用の正路と認めたるもの二種あり一は豫算の不足を補ふと二は豫算の外に生じたる費用を充つることなり。豫算の不足との豫算中に設けたる款項から時情已むを得ず其事業を擴張し若くは其事を要する物價賃銀の騰貴により之を充てたる費額を引足らざる時をいひ豫算の外に生じたる費用との會て設けざる款項例へば政府不時の失策により賠償の義務を生じたる時の如し。

又天災地妖にて歳出の不足を生じ又は一般物價の騰貴よりして國庫の缺乏を告ぐるところあるへし此場合より各種の項目齊しく不足を告ぐると亦之なしとせず而して是れ固より第一の場合に包含すべきものなり。

會計法の之を關して第一第二豫備金の區別を立て以て本條と相照應せしめたり第六十四條の下に摘録する所に就き着るへし。

さて本條と第六十四條とを參看すれば斯の如き二種の不足を補充するの其限度たる最多額のみ事前協賛を以て定め其細目の使用の事後承諾に付したるものと知るへし而して此最多額も亦固より必ずしも凡百の異變に應ずる能はざれば必ず之を超過する必要に迫るとあるへし其場合より如何か之を處置する且つ次條の義解を讀め豫算の款項に定めたる費額は於て遁るへらざる不足を生じたる時又は豫算に款項を設けざる不時の費途を生じ之かため必要の支出をかさゝるへらざる時を備ふるため豫備費の科目を設くべし。

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其承諾ヲ求ムルヲ要ス

本條ノ第八條ニ於ける立法上緊急處分に對して財政上の緊急處分を示したるものあり
 帝國議會の性質たる事變に應下時機を失はざる敏活の處分をなす甚だ適せざるハ第八條以下屢バ之を論せり則ち財政如何ハ議會の協賛を要すると切ありとて亦決して緊急に應ずるの變則を設けざるべからず他亦し議會の協賛を要するハ公共の安寧を保持するか爲として公共の安寧ハ其目的たり議會の協賛ハ特ニ其方便たるに過ぎざればなり然れども帝國議會の立法に於けるハ必ず天皇の裁可を待ち其財政ニ於けるハ其協賛實に終局の決定をなすものなり則ち緊急處分をなすニ於ても之を法律ニ比して多少の較量あかるへからざるあり

法律ニ於てハ帝國議會閉會の場合ハ天皇直ちハ法律ニ代るべき勅令を發すると第八條の明言とる所あれども財政ニ於ける本條の規程ハ大ニ之ハ異あり内外の情形より帝國議會を召集する能はざる時ハ限り緊急處分を許すとされハ苟も召集をなし得るに於てハ閉會中と雖も必ず臨時會を開くさるへうらす或ハ内難外寇の爲ハ内地の道路梗塞したるハ或ハ議院解散して新規の撰舉未だ了らざるに方ハ急變を生ずる等召集をなすと能はざる時にあらされハ決して勅令を以て處分をなすと能はざるや明あり

夫れ政府ハ行政職權を以て專行するを得べきものハ固より別ハ規定を待たざるべし則ち本條に所謂財政上必要の處分とハ憲法に於て帝國議會の協賛を要すと定めたるものニ限るや明あり今之を指數する時ハ第六十二條ハ於ける國債を興し及び國庫の負擔とあるべき契約をなすと第六十四條ニ於ける歳出入豫算を定むると等ハして本條ハ緊急の要用ある場合ハ内外の形勢切迫のため帝國議會を召集する能はざる時ハハ協賛ヲ待たず勅令を以て之を執行とるの大權を定めたるあり

茲に解釋を要するの第六十二條に於ける新に租税を課し及び税率を變更するの法律を定むるも亦此處分中に入るや否やの問題あり文義上より考ふる時の法律の尋常財政上處分といふ語中に含まれざるが如し果して然らんに第八條の規程に従ひ議會閉會の場合に臨時會を待たずして勅令を以て直に新課改率を命ずるを得べし然れども論理上より特會會計の章を分ち其行政權に屬する國債契約等までも必ず議會の協賛を要すると租税に關する法律の規程を會計本章の第一に置きたると等を考ふるどきの憲法の精神決して租税法を輕するに非ざると歷々として徴せしめし乃ち解者の私見を以てすれば本條の第八條に對する一個の例外を存するものにして法律の中財政處分を關するもの帝國議會閉會中ありとて直ちに勅令を以て更改すべからず必ず臨時會を開くを要し時情切迫して召集する能はざる場合を限り始めて勅令の處分を依るを得るとしたるものと信す

又此の如き處分を命ずるに必要なる條件の公共の安全を保持する爲に緊急の需要あると帝國議會を召集すると能はざるとの二者なり而して二者の認定の固より政府の爲す所あり

抑も第六十四條は豫算外支出の規程あり前條又豫備費の設置を定む本條に所謂緊急需用との豫備費を以て支辨すると能はざる場合をいふと勿論あり

財政の處分に事前協賛を得ると能はざるもの事後承諾を求めざるべからざると亦猶法律に代る勅令の場合も同じ是は於てか本條第二項の規定あり而して憲法已に緊急處分を認めて天皇の大權に屬する上の其施用へ固より適法の所爲たり乃ち承諾の效果の決して既往に溯りて既定の適法處分を廢する能はず已に其處分の全く完結したるものは勿論未だ完結せざるも民法上已に政府の義務を生したる場合の如き亦之を追改すべからず從て政府の議院の承諾せざるを口實として之を遁るゝと能はざる勿論あり唯た其中途にして廢するも法律上政府の義務を欠かざる事項を限りて將來に繼續すると能はざる勿論あるべし第八條の如く効力を將來に失ふことを公布する

の明文を著けざるは其法律に非ざるを以てのみ

社會公衆の安全を保持せんため緊急の要用あるに際し内外の時
情切迫して政府の帝國議會を召集するに能はざるをあるへし斯
る場合には勅令に依り協賛を待たずして財政上必要の處分をか
すを得へし然れども斯くかゝたる時を次に會期に其處分を帝國
議會に提出し其追認を求めざるべからず

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラ

サルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

本條の議會故障の場合に於ける政府の豫算權を規定したるものあり

國家の生存に一日も欠くべからざるの費用あり而して國家の費用の其歳出歳入共に
豫算を以て帝國議會の協賛を経而して後徴収支出を命ずべきこと第六十四條の明定す
る所なり然れども議會の會期に限あるのみならず又解散を逢ふの場合ありとせざ

れの協賛を得んと欲して得る能はざると固より之のらん此時に當り緊急の需用あり
て片時を緩くすべからざるを於ての前條より勅令を以て之か處分を命ずべしと雖
も其經常の歳費に差支ふるを於ての必ず一箇の準度を立て以て一年の計とせざる
べからず此時に於ける政府の處分を規定するに即ち本條の旨趣あり

本條の「豫算ヲ議定セス」及び「豫算成立ニ至ラサル」の區別を立てたるの文義上甚だ
解釋の苦む何とされの議定せされの成立に至らざると勿論にして成立に至らすとい
へる議定せざると亦勿論されのあり然れども伊藤伯の其義解を於て左の釋義を下し
たり

議會自ら議定ノ結局ヲ爲サスシテ閉會ニ至ルトキハ之ヲ豫算ヲ議定セストス兩議
院ノ一ニ於テ豫算ヲ廢棄シタルトキハ之ヲ豫算成立ニ至ラストス其ノ他議會未タ
豫算ヲ議定セスシテ停會又ハ解散ヲ命ゼラレタルトキハ其再ヒ開會スルノ日ニ至
ルマテ亦豫算成立セサルノ場合トス

假し議定せず及び成立に至らざるの解の如く分つ可かり又同一の事實を其進み行く段階に付き區別を又其原因結果を分ち若くは表裡兩面よりしていひたるのみとするも可なり憲法の兎も角二者は處して國家の生存を持續するも同一の救済を與へたれは強て別義を疑似の文字を求むるの要ありし解者の唯た帝國議會召集開會の上にて豫算の成らざりし場合と解せん

さて一般に立戻りていへば此場合に於ける救済法に二種あり一は原案の執行二は前年度の議案執行是れかり我國法に於て府縣會規則の一の主義を探り憲法二の主義を取りたり

蓋し重要な財政は帝國議會の協賛を要する我憲法を推す時の單に政府の提議に係る原案と其儘に執行せんこと甚だ不可かり況や豫算の成らざる如き場合の必ず議會が政府を信任せざるの時多きは於てをや此時に方り豫算を否決し若くは之を議決せずして政府をして其職務を行ふと能はざらしむる議會の妄濫も亦防遏せざる

べからず去れば財政協賛の主義に基き其前年度に於て議會が議決したる成案を取り之を今年の豫算とすべし頗る穩當といふべし其特前年を取るの形勢事情に變化少かるべきを以てあり

歐米の各國にては斯場合を於ける規定の明文を存するもの甚だ少く爲す紛擾を來しては事後に至り彼補償法案により不法の非常處分を適法のものとするを例とせり即ち前年擧げたる千八百六十二年に於ける孝國衆議院が陸軍費を否決したる時孝王が貴族院の議のみを取りて原案を施行したるが如き千八百七十七年北米合衆國會が兵士に支給する金額を議決せざりしため大統領ヘリス氏は給與上非常の困難を感ずたるが如き比々として皆然り今我憲法の始めより之を處する所以を定め政府をして始めより適法の處分を爲すとを得しめたり是れ天皇を戴く我政府の組織上及び國体上實に當然といふべし

斯も又本條の豫算の總豫算の謂あるを將た一款一項の豫算をいふの問題起るへ

し文義を以て之を考ふれば豫算全体をいふ如し蓋し其一款一項にて未定ある時の其加損存廢より總体の變動を生すべく一部分のみ原案を執行し他の部分の前年の豫算に依らんとし竹を以て木に接する如く決して完全の豫算をあすを得へりらされり然らば一款一項の第六十七條に背りざる限り之を廢するも可なり政府の之を爲す豫算成立せずとし前年の原案を執行する能はず又議會も豫算の全部を議決せざる上り其已に議了したる部分のみに執行の効力を得しむる能はず且我憲法の豫算を以て法律とあさす又憲法法律の必要に生ずる政費の減廢を議會に一任せざるに陸海軍費の全項を削除せられて國家生存の基礎を失ふり如きとある處からす從て一款一項に關する豫算不成立の場合に對し處分の法を設くるの思ふべきなり

又本條の場合の主として議會の怠慢又は妄濫を起ると多りるべきのみならず之を救濟する代案の年度こそ變れ均しく議會の協賛を経たるものなれば決して豫備費の補充又は緊急費用の徵收の如く事後の承諾を要せざるあり

右に述ふる所を以て考ふれば本條の第一は國家の存立政治の繼續を擔保し第二は議會の決議のみに乗ずる行政の妄濫を防遏し第三に議會乃因循に流れ又の輕躁を趨るに於て其開議をして無効ならしむることを以て間接に議會の勉勵と思慮を誘啓するものあり

帝國議會は於て豫算の議定を怠り閉會に及び又之を否決したるため豫算成立せざる時の政府は其前年度の豫算を施行し之を以て政務の準度となすべし

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ會計検査院組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

本條の會計の決算及び其検査監督を規定したるものあり

○夫れ國家の歳出入の豫算を以て帝國議會の協賛を經るを要すと雖も會計官の職務の

豫算の外に逸せざるのみを以て足れりとせし節約經濟を以て國家の失費をして常々最大の報償らしめざるへからず濫用營私以て巧み奸を豫算中より濟す如きは是れ特に德義を以て責むべきのみならず亦實に瀆職を以て咎めざるへからず是れ決算を明ふするの必要ある理由の一あり

豫算の心證を以て想定したるものより過きされば國家資源の實況或は之より背馳し國家費用の實算或は之と齟齬すると必然之あるへきされば決算を立て、其豫算との比較を取り其増減の源由を審にするは國家の經濟を謀るに於て大に便益あり狭く其利益をいふも其必ず次年の豫算を製するに必要の參考とあるべきと疑ふべからず是れ決算を明よするの必要ある理由の二なり

會計職司の責任を明よすると國家歲計の實況を知るとの二事、實に國家の經理に欠くべからざるものあるか故に之を明にし之を審にするに必ず検査を行ふの官司あるべからず監督と行ふの府なかるべからず而して立憲國財政の公明を擔保するに要するに機關の會計検査院及び議會の二者あり

會計検査院の職掌は官金の收支官有物及國債に關する計算を検査確定して會計を監督するに在り一方に於ては國庫の總決算及各省の決算報告と各廳出納主任官の提出する證書とを對比し其彼此互に相合ふや否やを審査し又一方に於ては各廳支拂命令官の命令果して法律豫算又は其他の勅令に違背せざるや否やを檢按し更に各廳會計主任の證書を付し其支拂の果して命令に違はざりしや否やを吟味し或は推問して答辨を求め或は實地検査を命じて國庫決算の確定、各廳長官及び會計官の責任を明よするものたり而して検査院の審判に加ふるは制裁を以てし大抵自ら之を行はずと雖も或は之を司法衙に移し或は之を本官廳に移し以て處分を請求するものたり則ち會計検査院の職務は會計に係る一種の行政裁判として其尋常の行政裁判と異なるは被害者官廳たり義務者其官廳の會計官たるの差違あり又訴訟を待たず職權より之を審理判決するの異同あるのみ之を裁判といふは或は妥當ならず之を監督といは、甚

だ穩あらん

國會の財政監督の豫算其他起債結約に協賛する事前協賛あり又豫算外の支出及緊急處分を對する事後承諾あり而して本條に於ける決算檢閲實に其終局たり政府の會計検査院の検査を経たる後必ず之を帝國議會に提出すべきものあり然れども帝國議會の政府の決算と検査院の報告とを檢閲するに過ぎず決して之に認可を與ふるの職權あらず是れ政費の支拂に必ず豫算内を於てすべく已むを得ずして其外に逸出したるときは次會の會期に必ず其承諾を求めざるべからざるか故に總決算に於て改めて議會の承諾を要する筈なし唯た政府の愈よ此の如くしてありしと示し議會は之を領くまであり然れども其政治上間接の結果勢力の亦頗る大なるものあり政府の唯た之を提出するの義務あるのみあれども此提出の一事、實は政府に對する議會の鼻息を試るものたり敢て重複の承諾を要せざるも亦自ら法律以外の効力あるへし右の二種を以て會計監督の機關充備するものとす乃ち本條によれば國家歳入歳入の

決算の會計検査院之を検査して愈よ錯誤なきものと確定し政府は同院の検査報告と共に右の決算を議會に提出し提出を以て政府會計の職務を終るなり之に關する細則は會計法及び會計規則第五章の規定する所にして會計法の條項左の如し

第十六條 會計検査院の検査を経る政府ヨリ帝國議會ニ提出スル總決算ハ總豫算

ト同一ノ様式ヲ用テ左ノ事項ノ計算ヲ明記スヘシ

歳入ノ部

歳入豫算額

調定済歳入額

收入済歳入額

收入未済歳入額

歳出ノ部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

仕拂命令済歳出額

翌年度繰越額

第十七條 前條ノ總決算ニハ會計検査院ノ検査報告ト俱ニ左ノ文書ヲ添附スヘシ

- 第一 各省決算報告書
- 第二 國債計算書
- 第三 特別會計決算書

又現行會計検査院法によれば其検査を要する事項及び報告書を作るの要項左の如し

第十三條 會計検査院ノ検査ヲ要スルモノ左ノ如シ

- 一 總決算
- 二 各官廳及官立諸營造ノ收支及官有物ニ關ル決算
- 三 政府ヨリ補助金又ハ特約保證ヲ與フル團體及公立私立諸營造ノ收支ニ關ル決算
- 四 法律勅令ニ依リ特ニ會計検査院ノ検査ニ屬セラレタル決算

第十四條 會計検査院ハ憲法第七十二條ニ依リ決算ヲ検査確定スルト同時ニ左ノ諸項ニ付報告書ヲ作ルヘシ

- 一 總決算及各決算報告書ノ金額ト各出納官吏ノ提出シタル計算書ノ金額ト符合スルヤ否ヤ
 - 二 歳入ノ賦課徴收歳出ノ使用官有物ノ得有沽賣讓與及利用ハ各々其豫算ノ規程又ハ法律勅令ニ違フコトナキヤ否ヤ
 - 三 豫算超過又ハ豫算外ノ支出ニシテ議會ノ承諾ヲ受ケサルモノナキヤ否ヤ
- 又會計規則第五章第一款第五十一條に左の規定あり
- 歳入歳出總決算ハ總豫算ト同一ノ區分ニ據リ大藏大臣之ヲ調製スヘシ
- さて右の提出を要す時期ハ憲法會計法ハ明文なしと雖も會計法第一章第二項ハ「會計年度所屬ノ歳入歳出ノ出納ニ關ル事務ハ翌年度十一月卅一日マテニ悉皆完結スヘシ」とあり又會計規則第五章第五十二條に「各省大臣ハ翌年度十二月三十一日マテニ各省豫定經費要求書ト同一ノ區分ニ據リ其省所管ニ屬スル經費ノ決算報告ヲ調製シ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ」とあるに依りて考ふれば大藏大臣總決算の調製及び

會計検査院の検査に費す時日如何より早きは次年度過ぎの又其次の年度に於ける帝國議會を提出するを得べきあり

さて會計検査院の職務は右の如く重大なるものあれば之をして十分其効力を擧げしめんとせしめて決して行政府の部内にお置くべからず會計の妄濫を渉るを檢視するの官司にして現に會計を行ふ政府の左右を所とあらんもの其公明の審判を以て財政の整理を補ふの用安より在る去れば會計検査院の組織及び職權の之を勅令の規定に任せず必ず法律により之を定め以て行政權の干犯を遏止せざるべからざるあり是れ本條第二項の規定ある所以あり

已に法律の定むる所たり議會の議決して勅裁を得る以上の如何ある風も組織職權を定むべしと雖も現行法の我會計検査官を英國の如く下院の請願により免黜を行ひ自耳義の如く衆議院をして選任せしむる等立法部監督の下に置くこととせず天皇陛下に直隸して議會政府と同列に立つ官司とあしたり左の條々を參看せよ

第一條 會計検査院ハ天皇ニ直隸シ國務大臣ニ對シ特立ノ地位ヲ有ス

第六條 會計検査官ハ勅令ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

會計検査官ハ刑事裁判若ハ懲戒裁判ニ依ルニアラサレハ其意ニ反シテ退官轉官又ハ非職ヲ命セラル、コトナシ

會計検査官ニ關ル懲戒ノ條規ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第八條 會計検査官ハ他ノ官職ヲ兼テ及帝國議會又ハ地方議會ノ議員トナルコトヲ得ス

第廿一條 會計検査院ノ判決ニ據リ辨償ノ責ヲ負フ者ハ天皇ノ恩赦ニ由ルノ外本屬長官之ヲ減免スルコトヲ得ス

又茲に組織職權といふ其検査章程の細目の必ずしも法律を以て定むるに及んざること知るへし是れ其末章に左の一條ある所以あり

會計検査院ノ事務章程ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

國家の歲出歲入の決算は會計検査院に付して之を検査し確定せしめ而して後同院の検査報告を併せて政府の之を帝國議會に提出すへし

會計検査院の官制及び職權は法律を以て之を規定すへし
以上所述ふる所を以て第六章の義解を終へぬ今之を概括せり

第一 會計に關する立法は付きてり

甲 其法系税種税率共憲法實施以前の法令と聯屬して變更なし

乙 税種の新設、税率の更定の必ず法律に由る

丙 會計検査院の組織職制は法律之を定む

第二 會計に關する行政は付きてり

甲 専ら帝國議會の協賛を待つもの

一 毎年歲出入の豫算

二 國債を起す

三 豫算外にして國庫の負擔を生ずべき契約

四 皇室經費將來の増額

乙 特は政府の專掌に任せたるもの

一 報償に屬する行政上の手数料

二 皇室經費恒久定額

丙 帝國議會が政府の同意なくして削減廢除するを得ざるもの

一 憲法上の大權に基く既定の歲出

二 法律の結果より政府の義務に屬する歲出

三 法律上政府の義務に屬する歲出

丁 豫算に關する規程

一 提議は衆議院を先よすると

二 豫算超過に備へんため豫備費を設けると

三 特別の需要により繼續費として豫定すること

第三 政府帝國議會の職掌を行ふ場合

甲 帝國議會を召集する能はざる時に處する財政上の緊急處分

乙 帝國議會豫算を議定せず若くは豫算成立に至らざる時前年度の豫算施行

第四 會計監督の目的を以て帝國議會の事後承諾を要するもの

甲 豫備費の支出

乙 財政上緊急の處分

丙 歳出入決算

第五 會計検査院の監督

歳出入決算の検査確定

之を要するに會計に付きては立法の外直接は行政に參決し又之を監督するの權を帝

國議會に與へ此權の施用の固より憲法々律を破ると能はずと雖も又決して天皇權行政權の干渉を受けず其協賛したる所の彼の第二項中丙に屬する三種の歳出を除くの外は別裁可を待たずして之を行ふを得べし乃ち緊急處分と豫算の全案を廢棄したる場合を除きては會計の監督全く帝國議會に屬すといふへし唯だ立法會計に於ける緊急處分の第八條に由るべきか將た本章第七十條に依るべきかを明にすると能はざるを憾むのみ

第七章 補則

前六章を以て我國家を組織する原力機關及び其作用官能に關する大体の規程を悉したり然れども此國家基本法か他の法律に對する關係及び將來之を更改する方法は付きては別規程を考へからず是れ本章を設くる所以なり之を補則といふは直接に國家の組織に關する原則を與ふるもの非ずして此原則に關する規程なれのみあり

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅

命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

本條ハ憲法改正の方法手續を規定したるものあり

法ハ時勢ニ從て改まるヘシ國家の組織に關する大本法も亦決して變更の必要なきといふべからず内國文明の發達により外國形勢の變遷ハより憲法も亦改正を必要とするの時期に際會すべし現ハ此成文憲法を發布して帝國議會の新機關を創置し玉へるが如き國体の基礎を變するものニ非されども實ハ獨裁政治を變して立憲政治と爲したるものあり憲法の意義を廣くしていふ時は是れ實に我憲法の一大改正なり斯の如き改正ハ將來再びするとあらずとするも亦決して一條一欸の變更を要するとあしとせざるべし是れ宏謨遠猷以て改正ニ關する條章を設けられたる所以あるべし

我憲法の其効力に於て法律と異なるにあらざると雖も其位置ハ諸法律の上ハ立ち諸法律の原則を與へ諸法律の之ニ牴觸する能ハざるハ猶行政命令の法律と矛盾する能ハざるうこととあるものなり去れハ其改正の手續ハ於ても特に之を鄭重にしたり是れ法律上憲法を以て諸法律の基本たり原則たるものとすると同時に政治上の理由に於て之をして屢ニ變更せざらしめんとを期すれハなり今其尋常法律の改正手續に異なる点を擧ぐれば左の三項あり

第一法律案提議の權ハ政府兩議院と均しく之を有すると第三十八條の定むる所あり而して憲法の之と天皇の大權に存留したり是れ政理上國家の基本に關する大法を政黨其他變動し易き原素と直接の關係あるものニ任すべからざるを以てあり

本條特に勅命と以てといふ其起案或ハ内閣大臣の執奏ハより或ハ樞密顧問の獻替により或ハ貴族院若クハ衆議院の上奏ハよる場合ハ於ても一旦必ず勅裁を経て而して後提議せらるべきの意明瞭あり乃ち諸法律ハ成案を待ちて始めて裁可を仰ぐものな

れども憲法に限りて之を議案とするにも裁可を要し其草案の未だ議事と付せざるの前は裁可を仰ぐの要あるあり但し此裁可は改正の必要を認めらるゝと止まり草案たるの効力を與ふるに過ぎざるものあり

之を帝國議會に附せらるゝは是れ此憲法の一精神あるべく將來の天皇にして若し隨意に憲法の變更を行はせらるゝと於ての折角立憲政体を立てられたる聖意も貫徹する由なく一朝にして乍ち獨裁の昔を返らんと掌を返す如くなるへし幸に歴世の天皇の中興聖主の遺緒を續き玉ふへしと雖も萬一輔弼の臣僚にして其私を濟さんため勅命を矯めて憲法を改正するか如きこと必ずしも之をよしといふへからず去れば統治の大權により制定發布し玉へる此國家の大典も將來改正の場合に必ず帝國議會の議に付せらるゝとあされたるなるへし蓋し政治上容易に國家の基本法を動かすへからざるは是とする原則を推す時の提議を天皇に存留すると同じく評議を議會に委するの必要を視るべきなり

之を「議に付す」といひて協賛といひざるゝ重きを天皇は存し帝國議會の同意承諾を求むるの形迹を避けたるものあるべし然れども帝國議會の之を改正に參決するは法律上必要の條件たるを失はざれば其結果に於ての毫も異なる所あらざるべし又本憲法は法律とあるは一種特定の法令として決して普通政法學上の法律をいふも非ず從て憲法を含むものに非ざるゝ故に第六條に於ける裁可の憲法に及ばず然れども本條已に之を協賛といはざれば別に裁可といひざるも改正の決定に必ず勅裁の由るものと解すべきあり

さて之を議院の議事と付したる後と雖も亦尋常法律案の議定に於けると同一の方法を用ゐず是を於て下を掲ぐるの規程を與へたり亦議事を慎重にして妄改を避くる政治上の理由と出てたり

第二開議々決必要する出席員の定率の總議員の三分一以上あると第四十六條の明言する所なり是れ法律案に於て豫算に於て其他の議案に於て共通の原則たり而して憲

法改正の議事は於て之を例外とあし此定率を三分の二以上となしたり此總議員との法令を定めたる定員をいふとあるべしと臆測す

第三決定に必要な同意者の定率の出席議員の過半数あると第四十七條の明言する所なり是れ亦齊しく各種の議案は適用すべし其適用すべからざるもの獨り本條の例外あり憲法の改正に於ては必ず出席議員三分の二以上の同意を以てするは非ざれば決議をなすに能はざること定められたり已に三分の二といふ一人を欠くと雖も不可なると勿論なれば議長の票決權がさりと勿論なるべし

マイセー氏の憲法を分ちて堅硬 *Inflexible* 柔軟 *Flexible* の二種とし米國及び大陸諸國の憲法を堅硬憲法とし英國の憲法を以て柔軟憲法とあせり蓋し英國は於ては憲法は成典ならず憲法の他の法律と同一の位置を占め敢て法律の範圍を限定せるものも非ざるなり故に學理上より又他の國の例より推して憲法の範圍に入るべき事柄おても改めて特殊の法律を以て規定するとなつて之を改正するも尋常一般の法律と同一

の手續より之となし苟も抵觸あれば其晚出者を以て先出者の効力を壓せると憲法的法律と他の法律との間にお會て差別を置かす彼の選舉權擴張の如き愛蘭自治の如きは實に憲法的法案おれども其討議の別な特種の方法に由らざると其常例たり去れば英國に於て國家の基本法たる憲法的法律を改正せんとすれば何時にても政府又の兩院の發議より尋常の制法手續を以て之をなすを得べく又他の法律を制定して其一部分或は大本法と犯すとあるも苟も後に出でたる以上は直ちに其部分だけの効力を大本法より奪ふべきあり

米國及び歐洲大陸の諸國に於ては全く之と事情を異にし或は日を隔て、議決を再びし或は先づ發議したる議院を解散して改選を行ひ而して後之にお付して討議せしめ或は聯邦多数の同意を以て發議し國會の外別な憲法會議を召集して之を議せしむる等尋常の制法と全く異なりたる手續を用ゐる又開議々決を要する出席員及び賛同員の定率も尋常法律の制定と其軌を異おしたり是れ法律を以て憲法を侵さしめず憲法は特

殊の手續より非されば改正すると能はざる堅硬制たり

我憲法の堅硬制たるこの本條特ふ之を明言せり則ち憲法改正は特別の手續より非されし之を行ふと能はず其表面より於ては名けて憲法修正案といはずと雖も苟も憲法の條款に抵觸する議案即ち之を通過すれば其結果憲法の改正とあるもの必ず本條により勅命を待ち特別の手續より議定すべきや明かり

又議院にして改正の意見を有する場合より上奏の動議より其可決するに及びて修正案の提議と上奏するを得へし議院の直ちに之を改正議案として議する能はざるも上奏案として議するを得べきなり已み直ち議案として之を議す能はず修正案として提出されたる議案を議するに於ても其論決の全く其改正の條項に止まり決して他の條項を連及すべからず連及するを欲すれば改めて上奏を命じ勅命を待つべし但し提議の條項を付きて存廢修正何れも出づるも不可なかるべきなり

今後此の憲法中の條項を改正すべき必要を生じたる時は特ふ勅

命を以て修正案を帝國議會の議に付せらるべし

此の場合に於て貴族院衆議院は各々其總議員數三分の二以上出席するより非されし改正に關する議事を開くことを得て出席の議員中三分の二以上の賛成を得されし改正の議決をなすことを得す

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

本條ハ皇室典範と憲法との關係を規定したるものなり

皇室典範ハ憲法と同じく我國の大典たりと雖も其規定する所の一ハ皇室一家の事ハ止まり國家の全体に及ばず臣民の權利ハ直接の關係を有するに故に其改正ハ帝國議會の議を経るを要せざると定めたるなり即ち皇室典範の改正手續ハ其第十二章第六十二條より存す今之を左に抄出す

將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルコト當テハ皇族會議及樞密

顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

然れども若し議會の協賛を経ると要せざる皇室典範を改正し由て以て憲法の條規を變ずるを得るに於ては第一の立憲政治を立てたる本憲法の精神に違背し第二の前條改正の手續をして無効ならしむへし斯くては不都合の至あるに本條第二項の憲法と皇室典範との關係を明し他の法律の憲法の範圍に不出つると能はざると同じく皇室典範も亦憲法を侵すへからざると定めたり乃ち本條第一項の皇室典範の立憲法治國に於ける位置を定めて其憲法に對する間接の關係を規定し第二項の効力上直接の關係を規定したるものなり

されは第二條に於ける皇位の繼承、第十七條に於ける攝政の制置の共は皇室典範の定むる所によるを勿論あれども「皇男子孫之ヲ繼承ス」といひ攝政の「天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ」といふ如き現に憲法正條の要部をなせるものに皇室典範を以て之を改むへからざると論を突たす

又茲に一個の疑問といふべきは皇室典範の法律に對する効力あり例へば皇室典範第五十條より「人民ヨリ皇族ニ對スル民事訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス」とあり然るに帝國議會の裁判所構成法案を議するに方り之を修正するにありとせば如何天皇の裁可を與へざるを得ると雖も裁可の一箇法律の全体に對する處分にして其中の一條一項を裁可し若くは裁可せざるを得へば非ず則ち此の如き撞着を生したる時の皇室典範を改めんり將た法律を改めんり憲法の條款中の一も兩者の關係を明にするものなきを如何せんや

願ふは皇室典範の公布せざるものなり公布せざるもの臣民に法律上之を知るべき筈なきに故に右の條項の如き議員の之を知らざるものとし之を度外に置き議決をなすを得へしとせんり皇室典範の改正の間接に法律を以て之を行ふに至るへし本條固より「經ヘカラス」と規定したるに非ずと雖も議會の議を必要とする法律を以て皇室典範を改正するに本條の精神は非ざるに如し解者感ふ

皇室典範を改正するには帝國議會に付きて之と議せしむるを要せず

皇室典範を改め由りて以て此の憲法に定めたる條規を變更するを得ず

第七十五條 憲法及皇室典範は攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

本條ハ攝政大權と行ふの例外として大典不磨の意義を擴めたるものなり

攝政ハ天皇の名ふ於て大權と行ふと第十七條の明定する所あれども皇位繼承攝政就任の順序其他皇室の大事ヲ渉る規程を與ふる典範を改正し又國家の基本法たり從て攝政の權限を規定する憲法を改正するの大權までも之を攝政ハ一任するよ於てハ不磨の大典と輕するの嫌あるのみならず又幼冲ヲ乘して僭竊を謀るの媒とあるとなしとせず去れハ攝政を置く間ハたとひ其發議の何人ハ發するハ論なく二大典を變更せ

ざるを定則といかしたるあるハシ

本條特ニ變更といふ其最終の決裁のみをも含むとなるべし去れば元帝の提案ニ係るものと雖も之に裁可を與ふること能はざるや勿論あり

憲法及ハ皇室典範ハ攝政を置くの間之を改正修補するに能はず

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用井タルニ拘ラス此
憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス
歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條
ノ例ニ依ル

本條ハ我憲法の舊法令に於ける法系と示したるものあり

政府組織の基本ハ關する變更ハ二様あり曰く革命曰く改革革命とハ政府顛覆して主權者又ハ主權體の變ずるといふ彼の英王惹迷斯二世ハ英國を退去し英民ハ瑪利女皇及ハ維廉三世を迎へて王位ハ即りしめたるが如きハ實ニ英國政治の王室主權より國

會主權お移りたるものおして之を革命といふの誠お允當なり又佛國一千七百八十九年以後數次の革命の如き皆王政帝政と共和との轉換おして何れも舊政府の法令を悉く廢絶したるものなり然れども近世李伊奧諸國が憲法を發したるの決して舊政府を顛覆し主權の存する所と變したるお非ず從來存在したる不文の憲法を基本とし之をお新施設と加へて成文憲法とあしたるお過ぎす之を國家基本法の改革といはんのみ我憲法の新定のものあれども其發布の固より國體を一變し政府を顛覆したるものお非ず同一の主權者か其施用の條規を定め新機關を設置し之お併せて舊來存立せる不文法を編綴し以て一個の成典とあしたるお過ぎす即ち政務よりいへば一個の改革たり法制よりいへば一個の改正たるお過ぎす其法系舊法令と互お相聯屬し唯た其新法は抵觸する箇條のみ後法前法を廢する原則おより其効力を失へども其他の部分に至りては悉く其効力を繼續すると勿論あり

然れども我舊來の法令の悉く獨裁政治の下に發布したるものおして或の御沙汰とい

會主權お移りたるものおして之を革命といふの誠お允當なり又佛國一千七百八十九年以後數次の革命の如き皆王政帝政と共和との轉換おして何れも舊政府の法令を悉く廢絶したるものなり然れども近世李伊奧諸國が憲法を發したるの決して舊政府を顛覆し主權の存する所と變したるお非ず從來存在したる不文の憲法を基本とし之お新施設と加へて成文憲法とあしたるお過ぎす之を國家基本法の改革といはんのみ我憲法の新定のものあれども其發布の固より國體を一變し政府を顛覆したるものお非ず同一の主權者か其施用の條規を定め新機關を設置し之お併せて舊來存立せる不文法を編綴し以て一個の成典とあしたるお過ぎす即ち政務よりいへり一個の改革たり法制よりいへり一個の改正たるお過ぎすと其法系舊法令と互お相聯屬し唯た其新法は抵觸する箇條のみ後法前法を廢する原則おより其効力を失へども其他の部分に至りては悉く其効力を繼續すると勿論あり

然れども我舊來の法令の悉く獨裁政治の下に發布したるものおして或は御沙汰と

ひ或の布告といひ或の布達といひ或の法といひ或の令といひ或の條例といひ或の規則といひ其名稱亦一定せず彼の公文式を定めてより以來法律勅令の區別と立てたるども是を亦單に名稱を別にするに過ぎず其規定する事項の性質及び其制定の手續に於ては毫も劃然たる區別を見ず去れば其名稱を拘泥して之をいふ時の憲法の各條は法律を以て規定すべしと定めたる事項に對して從來の法令勅令其他の名稱を發布しあるもの憲法と矛盾するの觀あるべし然れども獨裁政治の時發したる法令は法律規則命令其他何等の名稱を用ゐたるも渾て同一の効力を有し規則は法律を變更すべからずとて命令の規則を變更すべからずといふか如き差別あらず從て其與ふる所の規程たる憲法に矛盾するところなくんば總て遵由の効力を有すべきなり

法令の系統已に此の如し政府が既に施行したる事項に總て効力を繼續とべし則ち政府が結びたる既定の契約又の下付したる命令として歳出上政府の義務に屬するものも亦憲法の新定を名として之を無効にすべからず乃ち本條第二項の其處分を定め第

ひ或の布告といひ或の布達といひ或の法といひ或の令といひ或の條例といひ或の規則といひ其名稱亦一定せず彼の公文式を定めてより以來法律勅令の區別と立てたるも是を亦單に名稱を別するに過ぎず其規定する事項の性質及び其制定の手續に於ては毫も劃然たる區別を見ず去れば其名稱を拘泥して之をいふ時の憲法の各條は法律を以て規定すべしと定めたる事項に對して從來の法令勅令其他の名稱を發布しあるもの憲法と矛盾するの觀あるべし然れども獨裁政治の時を發したる法令に法律規則命令其他何等の名稱を用ゐたるも渾て同一の効力を有し規則は法律を變更すべからずと命令の規則を變更すべからずといふか如き差別あらず從て其與ふる所の規程たる憲法に矛盾するとおくんの總て遵由の効力を有すべきなり

法令の系統已に此の如し政府が既ち施行したる事項の總て効力を繼續とべし則ち政府が結びたる既定の契約又の下付したる命令にして歲出上政府の義務に屬するものも亦憲法の新定を名として之を無効にすべからず乃ち本條第二項の其處分を定め第

2820
88

35897

六十七條の例より帝國議會の政府の同意なくして廢除削減すると能はざると定
めたり歲出上政府の義務に屬する契約とい土木請負等にして命令とい郵船會社に對
する保護金とい日本鐵道會社に對する利子保証等といふあり

現行の法令の法律規則命令其他何等の名稱を用ゐたるを問はず
苟も其規定の條項にして此の憲法と抵觸せざる限りは總て舊の
如く遵行の効力を有するものとす

現時既定の契約又は命令にして歲出上政府の義務に屬し國庫の
負擔となるべきものは總て第六十七條の例に依り帝國議會の政
府の同意なくして削減廢除すること能はず

憲法義解 大尾



2820
88

35897

四百三十二

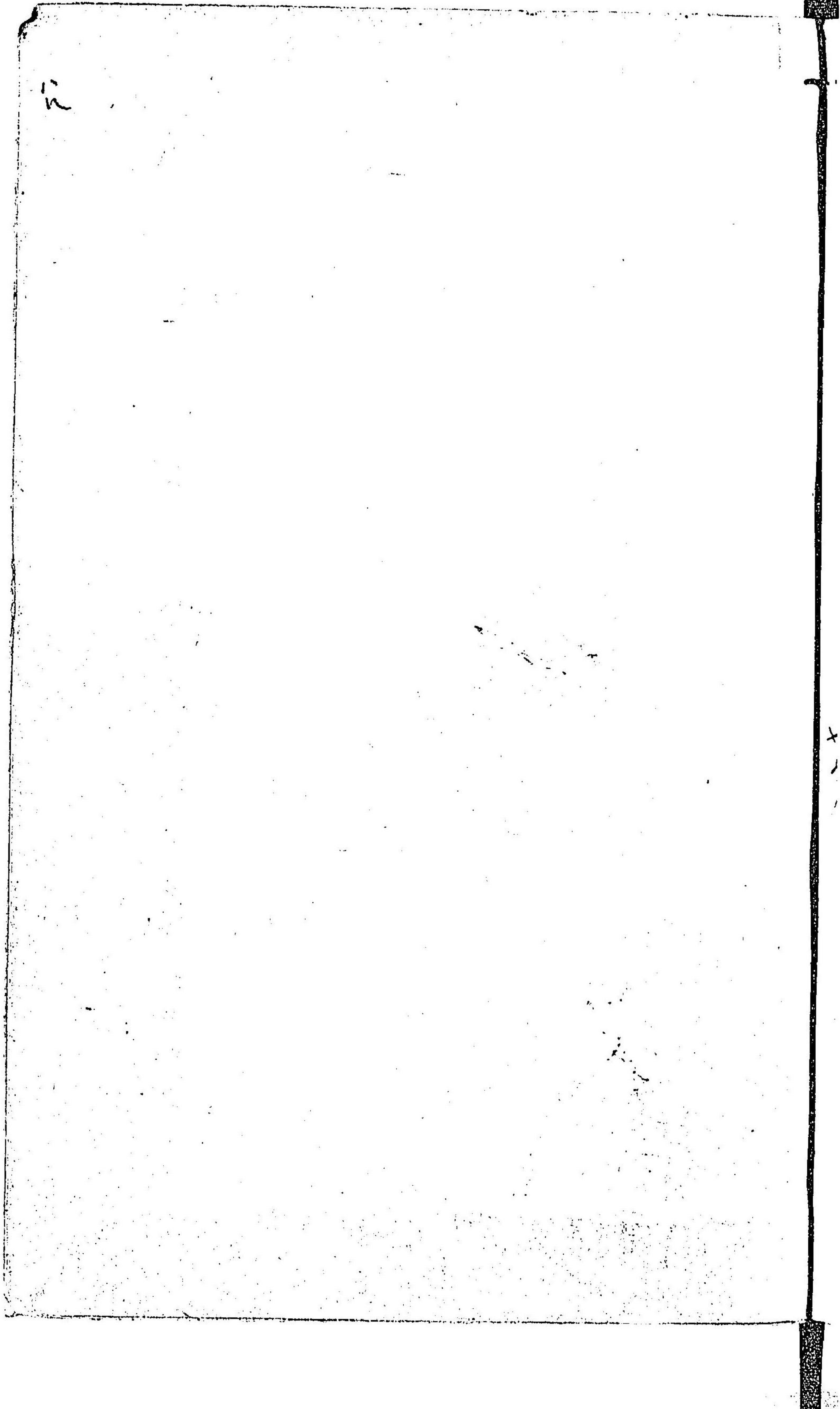
六十七條の例より帝國議會の政府の同意なくして廢除削減すると能はざること定めたり歳出上政府の義務に屬する契約とい土木請負等にして命令とい郵船會社に對する保護金とい日本鐵道會社に對する利子保証等といふあり

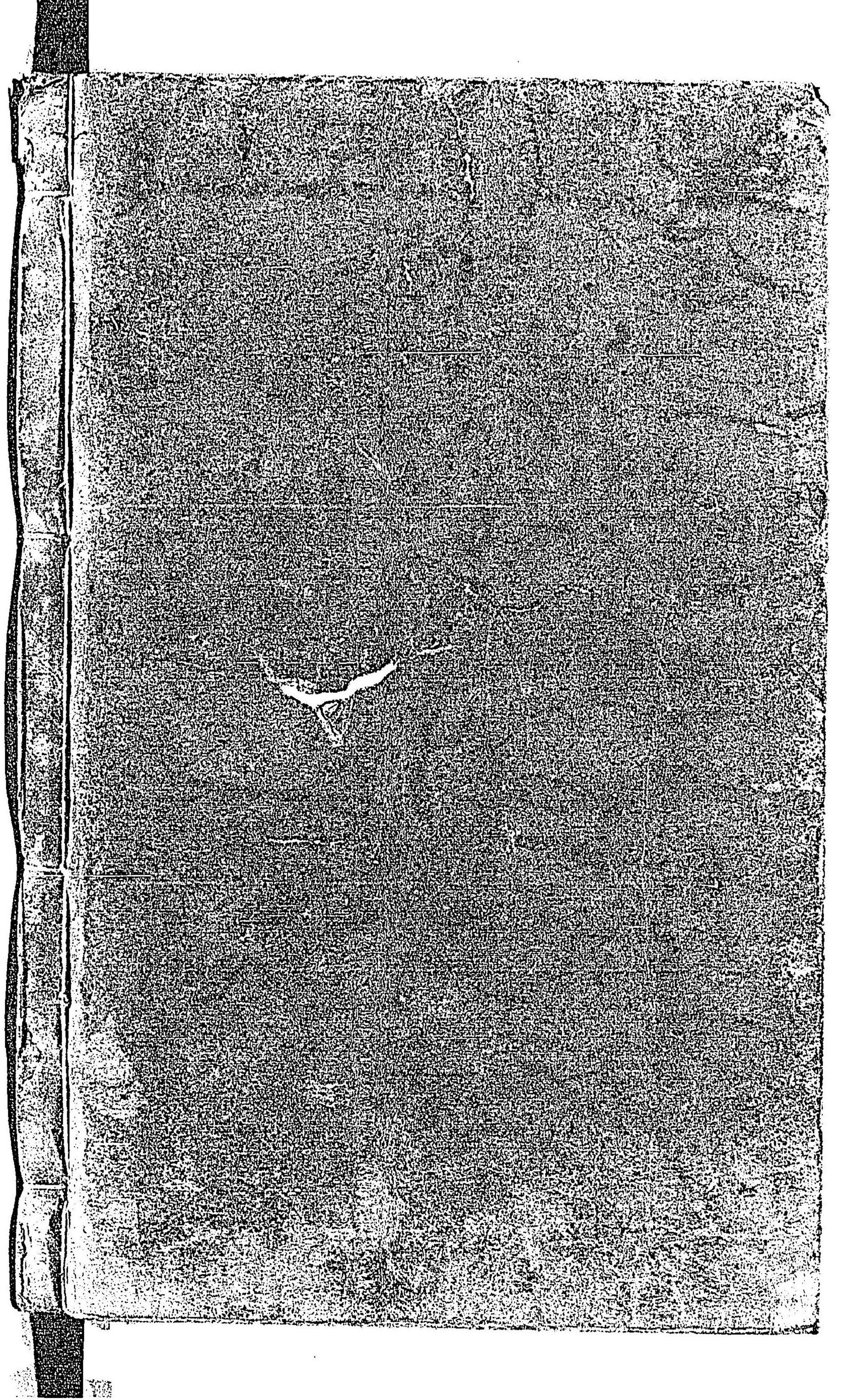
現行の法令の法律規則命令其他何等の名稱を用ゐたるを問はず苟も其規定の條項にして此の憲法と牴觸せざる限りは總て舊の如く遵行の効力を有するものとす

現時既定の契約又は命令にして歳出上政府の義務に屬し國庫の負擔となるべきものは總て第六十七條の例に依り帝國議會の政府の同意なくして削減廢除すること能はず

憲法義解 大尾







憲法義解

特70

189

031484-000-0

特70-189

憲法義解

東京新報社

M22?

BBE-0083

